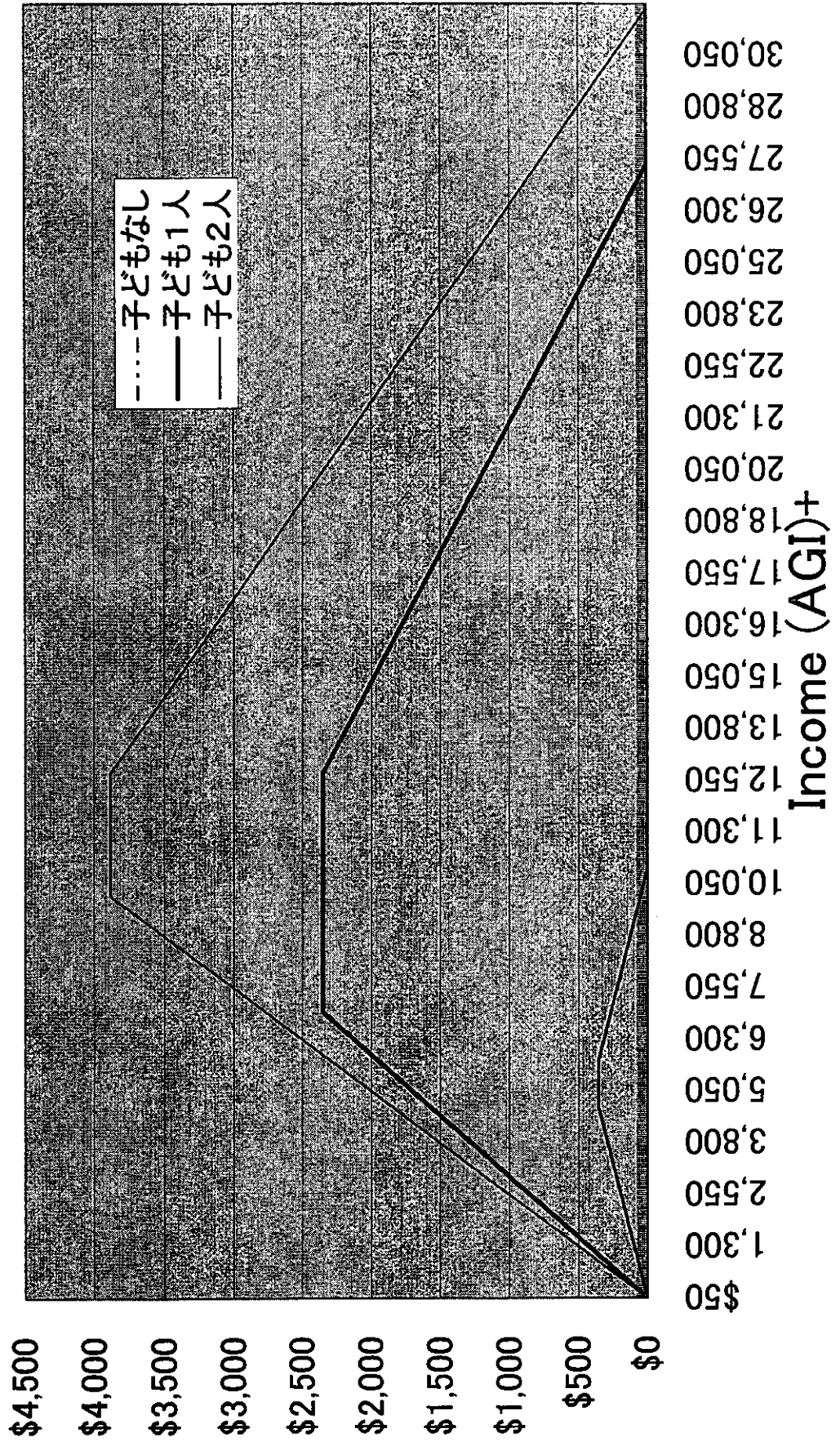


図1 EITC Schedule



Theoretical

2

Figure 1
1999 Tax Benefits Associated With Having One Child
Married Couples Under Current Law
Assuming Child Care Expenses of 5% of Income

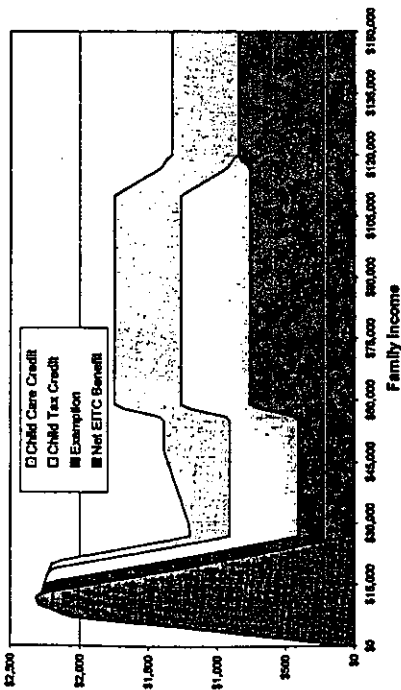


Figure 2
1999 Tax Benefits Associated With Having Two Children
Married Couples Under Current Law
Assuming Child Care Expense of 5% of Income

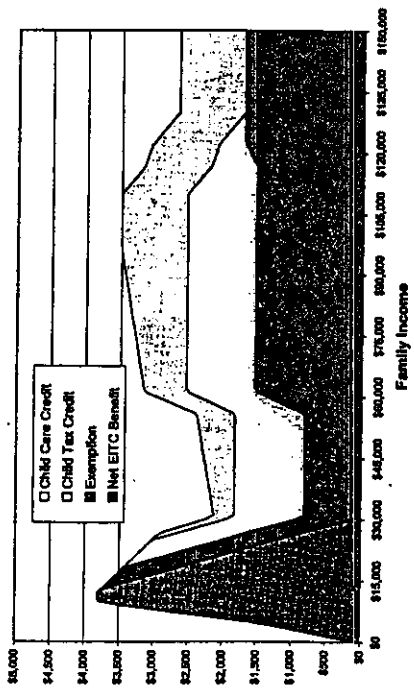


Figure 3
1999 Tax Benefits Associated With Having Three Children
Married Couples Under Current Law
Assuming Child Care Expense of 5% of Income

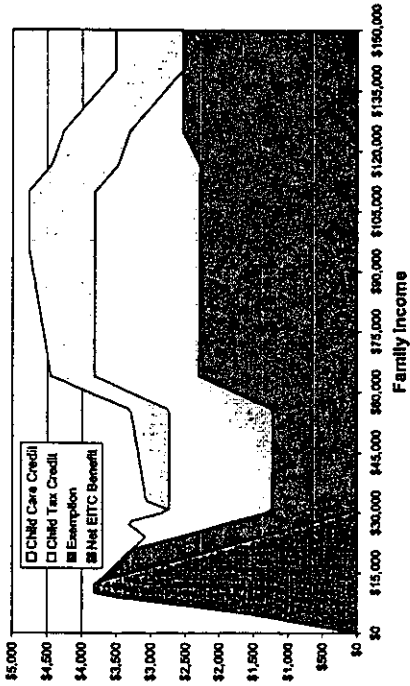
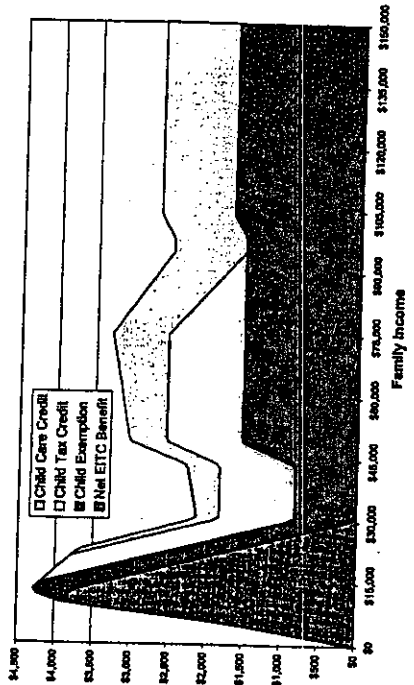


Figure 4
Tax Benefits Associated with Having Two Children
Unmarried Adult Under Current Law - Ignoring Change in Filing Status
Assuming Child Care Expense of 5% of Income



(Ellwood & Liebman, 2000)

Atwood

Figure 7
Average Tax Benefits from Children by AGI

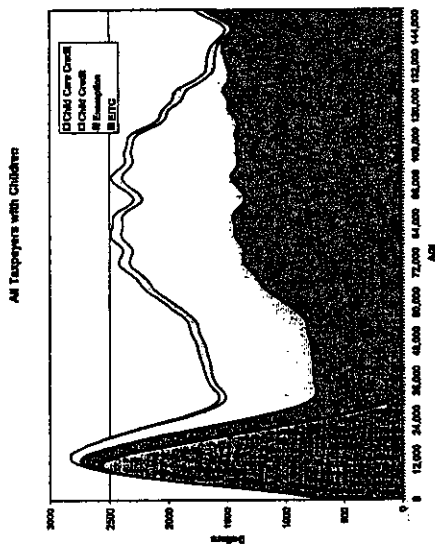
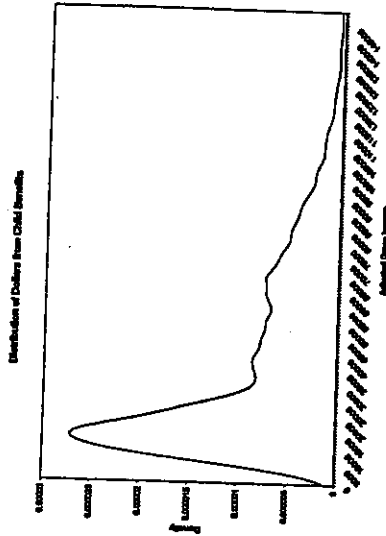
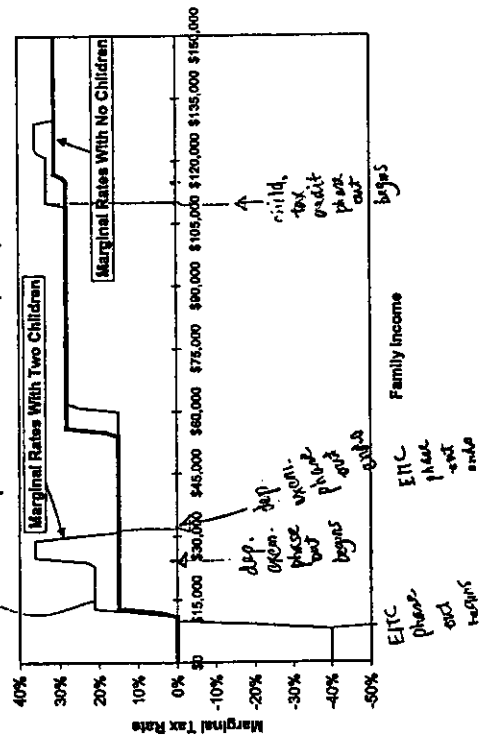


Figure 8
Distribution of Dollars Spent on Child Benefits by AGI



theoretical
 EITC phase-out rate = 21% (EITC phase-out rate 15% then)

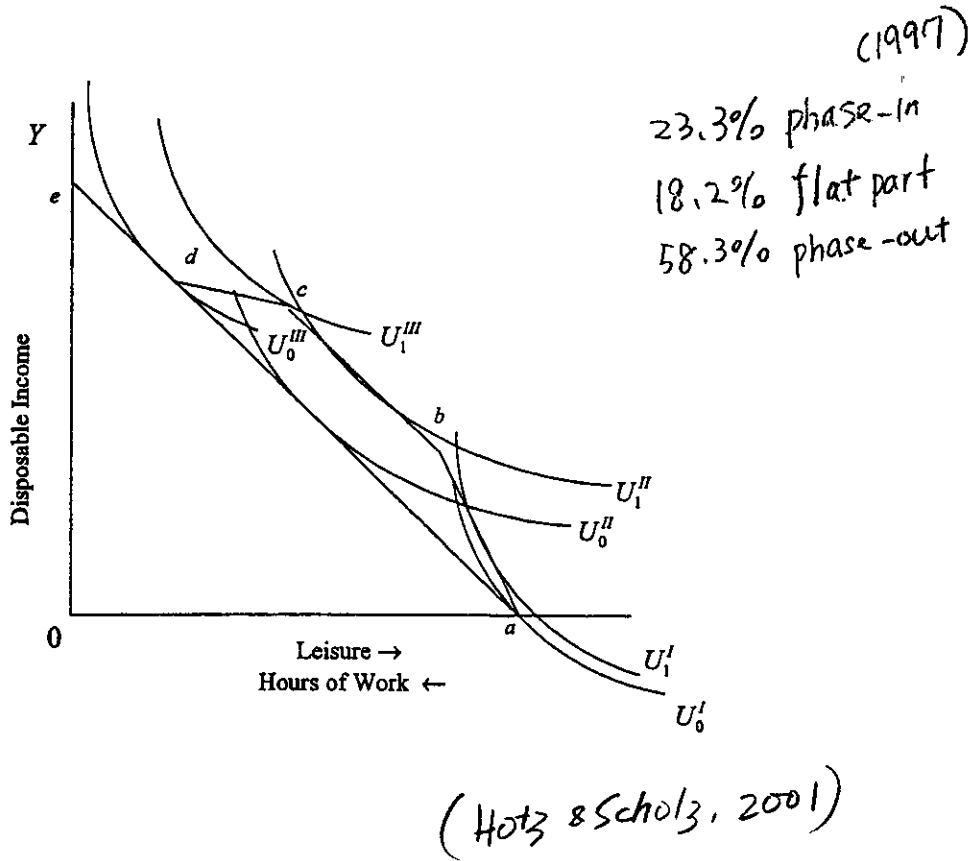
Figure 9
Marginal Income Tax Rate For Married Couple With Two Children Under Current Law As Compared to a Couple With No Children (No allowable child care expenses)



(Ellwood & Liebman, 2000)

3

Figure 4: Effects of the EITC on Labor Force Participation and Hours of Work



「公的扶助システムのあり方に関する
実証的・理論的研究」研究会レジュメ

公的扶助を取り巻く環境変化と政策的舵取り

日本女子大学 埋橋孝文

【要旨】

1)選別主義と普遍主義、2)ワークフェア、という2つの戦略変数を取り上げて日本の公的扶助を取り巻く環境の特徴を明らかにし、今後の政策上の含意を得ることをねらいとしている。

日本では、財政上の制約から公的扶助制度の範囲が1981年以降の行政指導もあり、狭められてきた。この間、介護保険法の施行にみられるような普遍主義的制度が拡充されてきたのと対照的である。

日本は1980年代までは「ワークフェア体制」の国として特徴づけられる。

しかし、1990年代の失われた10年を経て、その間の失業率の上昇と企業福祉の後退によって「ワークフェア体制」は大きく揺らいできている。このことは公的扶助制度への期待が大きくなっていることを意味し、これまでの政策基調の転換、つまり、選別主義制度の「拡充」が必要であることを示唆している。

【目次】

1. 問題の所在

2. 選別主義と普遍主義—古くて新しい問題—

1)普遍主義の普遍化と選別主義の限定化

2)受給者と費用負担者のオーバーラップ

3)コーエン vs フリードマン

3. ワークフェアをめぐる

■ 「福祉から就労へ」タイプ (Welfare to Work)

■ 「就労に伴う福祉」タイプ (Welfare with Work)

■ 「はじめに就労ありき」タイプ (Work at first)

4. 日本モデルの変容と政策的インプリケーション

アメリカ各州の福祉制度とその就労促進成果

東京大学空間情報科学研究センター 八田達夫

- I '96 以後の新制度と旧制度の特徴と比較
 - A. 旧制度
 - B. 新制度

- III 4つの州における限界税率の比較
 - A. ペンシルベニア
 - B. インディアナ
 - C. カリフォルニア
 - D. ウィスコンシン

- IV 就労インセンティブ上の問題

- V 成功例としてのウィスコンシン州制度の特徴
 - A. ケースワーカーの充実とオフィスの一元化
 - B. 4段階の就労オプション

- IV チャイルド・ケアの問題

最低生活保障のあり方と公的扶助の役割

——サービス保障と所得保障の両面から——

早稲田大学 菊池馨実

1 はじめに

2 公的扶助をめぐる憲法論

- (1) 「生存権＝生活保護＝社会保障」
- (2) 権利論批判
- (3) 権利論の限界と可能性

3 医療・福祉サービス保障と公的扶助

- (1) 医療保障と福祉サービス保障
- (2) 生活保護法と介護費保障
- (3) 介護サービス保障と生存権

4 所得保障と公的扶助

- (1) 失業と雇用保障・社会保障

2000（平成12）年雇用保険法改正

高齢者への対応

1993（平成5）年雇用保険法改正

1994（平成6）年年金法改正

雇用のミスマッチや失業の長期化への対応

- (2) 雇用保障と公的扶助

社会保険としての雇用保険の限界

就労要件、短時間労働者等、新規学卒者等、所定給付日数の制限

緊急地域雇用特別交付金事業

緊急地域雇用創出特別交付金事業

生活保護との連携

- (3) 長期失業者等への生活保障

外国の立法例（ドイツ・フランス）

失業給付制度の本来的性格

（４）困窮「失業」者への生活保障

補足性の原理（生活保護法４条１項）…従来 of 厳格な法解釈

林訴訟第１審判決（名古屋地判平８・１０・３０判時１６０５号３４頁）

「法４条１項に規定する『利用し得る能力を活用する』との補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても、実際に活用できる場がなければ、『利用し得る能力を活用していない』とは言えない」

同控訴審判決（名古屋高判平９・８・８訟月４４巻９号１５１６頁）

近時の政策転換

厚生労働省の方針の明確化

自立支援センター

生活保護受給者（典型的にはホームレス）への施策

保護受給者の特殊性…ソーシャルワークの充実

（５）自立助長と生活保護基準

生活保護法の目的…①最低限度の生活の保障、②自立の助長

自立の助長の意義…人格的自立論

…経済的自立論の見直し

就労支援に重きを置く制度論、解釈論の可能性

労働権保障（憲法２７条）の側面

５ むすびにかえて

2) 視察報告

視察報告

対象： 川崎のホームレスの支援団体

日時： 平成13年11月7日（水）

参加者：

東京大学 八田達夫先生

早稲田大学 菊池馨実先生

国立社会保障・人口問題研究所 勝又幸子室長

国立社会保障・人口問題研究所 阿部 彩

1) 川崎水曜パトロールの会水嶋陽氏より、ホームレスの現状とホームレス密集地域の歴史背景の説明

- ・ ホームレス密集地域（山谷、釜が崎、寿町、川崎など）の江戸時代からの被差別労働者の街としての背景
- ・ ホームレスと日雇い市場との関係：高齢化、外国人流入による失業、建設現場における技術の進歩とそれに伴う「ロー・テク熟練技術者」の余剰。
- ・ ホームレスの人々の抱える内面的な問題：被差別対象者、幼児期からの家庭問題→単に「衣食住」を補充すれば解決する問題ではない
- ・ ホームレスの人々の抱える外面的な問題：襲撃、病院などによる差別等
- ・ ドヤ街の状況と生活保護行政の関係：横浜寿町、川崎日進町など
- ・ ホームレス同士のコミュニティー：互助コミュニティーと誰かを「ケア」することによる心の支え→コミュニティーを崩さないシェルターが必要

2) 川崎水曜パトロールの会のパトロールに同行。約150名のホームレスの人々と会う。

以上

別紙：①川崎パトロール報告(八田先生)
②資料

川崎パトロール

ホームレス（住所不特定者）の生活保護受給を認めている川崎でも、生活保護を実質的に受けられるのは、病人か老人かに限られる。子供のいない65歳未満の男子は、生活保護を受けることはできない。65歳未満の男子のホームレスが町に溢れているのに病人や老人が溢れてない理由は、そのせいかもしれない。

飯場の仕事は極端に減っている。60歳近くで工事現場で働けず、ビルや工事現場の清掃をやろうという人に対しては、求職が一切ない。結局、能力に対応した絶対失業の状況にある。

一方で、65歳以上の老人は生活保護を受給することができる。しかも、現在では多くの都市でドヤ街でも生活保護を受給できるようになった。（川崎では1994年から）現在、生活保護では住宅手当が5万円まで出るし、特別枠は6万8千円まで出る。しかし、これはもちろん現物支給であるから、安いところには入ればその分は出ない。

そもそも、ホームレスのことを従来は**野宿者**と呼ぶ。伝統的には野宿者は**寄せ場**という労働市場のそばにあった。さらには、寄せ場の他に青空市場というものがあり、それらの周辺にできる。3月は公共工事の発注が多いため、飯場にいており、その間は野宿者が少ない。が、6月には梅雨で工事が少ないため、多い。年末にも多くなる。また、収入があるときには、サウナやドヤで寝泊りする人も多いため、少なくなる。この7、8年、急激に野宿者が増えた。その原因は、4つあるだろう。

第1に、もともと日雇い市場にいた労働者が、高齢化し、仕事につけなくなったこと。

第2に、80年代に日雇い市場に外国人が増えたこと。

第3に、不況のために、自営業者・サラリーマン等出身の失業者が増えたこと。

第4に、雇用形態が変わったこと。技術を持った若い労働者に対しては、雇用主は携帯電話で直接家にいる労働者に連絡をとって雇用するようになった。したがって、手配師という形態がいなくなったのである。もともとの手配師時代も、それなりの技術を持った人々を手配師が判定できたからこそ、その市場が成立していたのである。最近では、寄せ場を経由せずに、いきなり野宿する人達が出てきている。

社会復帰は容易ではない。そもそも、肉体的・精神的に痛んでいる人が多いからだ。

第1に、幼児の時に虐待されたことのある人が非常に多く、また自分自身が子供を虐待してきたという人も多い。そのため、家庭から追放された人達である。

第2に、被差別・在日が多い。

第3に、アイヌ・沖縄出身者が多い。彼ら全体で野宿者の半分は下らない。

シェルターを作るとしたら、シェルターにいろいろなバリエーションがいるのではないか。みんなが話せるようなフリースペースが必要である。脱アルコールのグループなどを、病院から迎え戻す機関も必要である。

野宿者の問題のひとつは、臭いことと汚いことであるから、市民の不満を和らげるには
とりあえず次のような対策をたてることが考えられる。

第1に、床屋サービスを提供する。

第2に、シャワー・トイレの施設を作る。

第3に、ロッカー付きの体育館のようなシェルターを作る。

質問

第1に、年寄りで野宿している人は、何故生活保護を受けないのか。

第2に、病人で野宿している人は、何故生活保護を受けないのか。

第3に、精神病が少ないのは、彼らが生活保護を受けているためであるか。

表 1-1 病気ではないが生活に困窮した場合

地名	対応等
東京／ 山谷	東京城北福祉センターで応急援護を受ける。 ・給食（2日に一度食パンなど） ・一泊の宿泊（山谷から遠隔地の民間宿泊所。1か月に6～7日の制限あり） ・衣類 ・仕事に行くための交通費 最近の野宿者には「寄せ場労働者」より「野宿労働者」が多く、野宿労働者に対しては城北福祉センターでも「3か月以上山谷に滞留している者」にしか援護しない。
東京／ 新宿・ 渋谷・ 池袋	各区福祉事務所に相談するが、原則的には「自分で仕事を探してください」という対応。65歳未満の人が相談した場合、福祉事務所によりかなりの差がある。相談者の多い新宿では年齢による足切りを公言しているが、渋谷区福祉事務所は「年齢による制限はそもそもなく、ケースバイケースで生活保護を適用する」としている。新宿区、渋谷区には求職のためのスポーツ紙が置いてあり、電話は申し出れば無料で使える。新宿区は一日乾パン1パック支給。（98年7月までカップ麺だったが、財源などを理由に切り替えられた。94年から応急援護の食料提供が急増し、本来業務に支障が起きるほどになり、プレハブ小屋が建てられていたがそれも取り壊された。）
川崎	福祉事務所保護課で相談。川崎区・幸区福祉事務所のみがパン券支給所の案内。この2つの福祉事務所では、94年の野宿者との交渉時から失業を理由として生活保護申請を受理するとしたものの、現実には無条件受理とはならない。
横浜／ 寿	中福祉事務所で応急援護（パン券・ドヤ券）。求職は寿労働センター無料職業紹介所又は寿職安で。相談一般は寿生活館（相談と他機関への依頼。給付業務はない）。
浜松	市福祉事務所生活福祉課で相談。住み込み就労等で住所を設定し、自活するよう指導される。食事援護金として1人1か月500円支給。月に35～6人に支給。旅費援護費は西は豊橋（680円）、東は掛川（480円）まで回数券で支給。月平均50～60人に支給。
名古屋 ／ 笹島	各区福祉事務所の保護係に相談する。基本的には「働けるのだから、職安などで仕事を探して自分でやってくれ」という対応。パン券・ドヤ券はなし。仕事の面接に行く場合には切符を出す。
京都	各区福祉事務所保護課に相談。話は聞くがパンと牛乳（3日に1度）を出すだけ（下京区のみ）。
大阪／ 釜ヶ崎	市立更生相談所の生活保護相談か生活保護（応急援護）。生活保護相談室は「うちは病気の窓口」と言っている。応急援護で1000円～2000円の貸し金を受ける場合がある。
神戸	更生援護相談所（福祉事務所に行っても更生相談所に行くように言われたこともある）に相談。応急援護の宿泊を受ける。
広島	各区福祉事務所保護係に相談。応急援護として隣接行政区への交通費、200円の食費が支給される。これに関しては広島駅前派出所も行っている。積極的にではないが、「仮住居」を使って住居確保をめざすこともある。
久留米	市福祉事務所保護課に相談するが、対応はない。

(出所) 野宿者・人権センターのアンケート調査結果より

表 1-2 行政による「住所不定者」の範囲（定義）

地名	定義
東京／山谷・新宿	ア、浮浪者等（中略） ク、解雇された住み込み就労者で帰住地のない者。 ケ、飯場を転々とする者。 コ、簡易宿泊所（いわゆるドヤ）居住者。ただし、3月以上の期間引き続き居住した事実があり、かつ、将来における居住の期待性が明白に認められる者を除く。（後略）（東京都通達より）
川崎	野宿生活者、簡易宿泊所・飯場生活者。但し、簡易宿泊所と飯場は現在地保護によっているが、特に住所設定を強要するものではなく、事実上住所と同様の扱いとなっている。
横浜／寿	狭義では、生活保護法第19条における現在地主義による要保護者が通常「住所不定者」とされる。また、長期の入院・入所により、結果として帰来先を失った人も「住所不定者」と呼ばれるときがある。この他、横浜市では市内の野宿者に対して「屋外生活者」という行政用語を用いている。なお、中福祉事務所（寿町を所管）の生活保護受理および応急援護については、「前泊主義」という申し合わせ事項があり、前日の晩、中区内に起居しているということが前提となる。
浜松	住民基本台帳法に規定する住民票および外国人登録法に規定する外国人登録証を有さない者及び定まった住居を持たない者
名古屋／笹島	野宿を強いられる労働者のみでなく、簡易宿泊所・飯場などで生活している人も、「住所不定者」としている。
京都	居住地がないか、明らかでない人。飯場、簡易宿泊所在住を含む。
大阪／釜ヶ崎	野宿を強いられている人、ドヤや飯場等の労働者（大阪市は簡易宿泊所を住居として認めていない。）
神戸	定義は特に定めていないが、一般的に「住居のない人」で、野宿生活者を指しているようである。震災後、家を失い、公園等に設置したテントやコンテナ、学校教室で生活している被災者を「住所不定者」とは呼ばなかった。（生活保護の新規申請は「安定した住居ではない」と、「住所不定者」と同様受け付けなかった。しかし、被災者の活動によって避難所での生活保護適用を実現した。）
広島	まだ、野宿生活者以外、実例が少なく、はっきり限定できない。
久留米	野宿生活者、夫や妻、家族の暴力や借金滞納、飲酒癖などで家やアパートから閉め出された人たちなど。

（出所）野宿者・人権センターのアンケート調査結果より

表 1-3 病気などになった場合、どこに相談に行くのか。また、「入院は必要ないが、就労不可」などの診断がでた場合、どのような処遇になるのか。

地名	対応
東京／ 山谷	城北福祉センター健康相談室で診察・検査・投薬を受ける。「要入院」の病状報告書が出れば福祉事務所への措置依頼書が書かれる。「就労困難」の場合、福祉事務所から「緊急一時保護開始」として、民間の宿泊所に入所（すべて現物支給）。
東京／ 新宿	「就労困難 要入院」であれば、宿泊所もしくは簡易宿泊所を居所として保護開始。生活費をもらいながら通院する。「軽労働可 短期通院」の場合は、基本的には対応されないが、場合によっては契約民間宿泊所での応急援護宿泊（現物支給）。
川崎	各区福祉事務所保護課（一番多いのが川崎福祉事務所）又は地域福祉課のパン券支給所に相談。受診依頼書が発行される。就労困難と診断されれば生活保護が適用され、宿泊所や自分で捜してきた宿所などに宿泊。また、市立川崎病院待合室で一泊できる。市立川崎病院にはシャワーも設置された。就労可能の診断であれば1か月単位で継続扱いの医療扶助。
横浜／ 寿	野宿者の場合、寿地区を持つ中区と、それ以外の区で対応が異なる。 ・中区での対応 「就労不可」の診断では生活扶助と医療扶助適用。就労可能だが、専門医診断が必要と判断される場合、受診終了まで医療扶助単給。生活費と宿泊費は応急援護。「就労可能」の場合、失業状態が続けばパン券、宿泊券が支給される。
浜松	市福祉事務所生活福祉課が窓口。入院は必要ないが、就労困難とされた場合、市内に住宅契約ができた場合は生活保護の申請。できなければ野宿生活を続けることになる。
名古屋 ／ 笹島	各区福祉事務所が窓口（相談者の過半数は中村区福祉事務所。次に中区福祉事務所。）。就労困難とされた場合、更生施設に入寮。すぐに入れない場合は緊急宿泊施設で入所まで待機する。就労可能と判断された場合は基本的には対応されない。翌日の受診が指定されているとき、熱がある場合など緊急宿泊になることが多い。
京都	各区福祉事務所保護課が窓口。初診後の継続した医療は下京区のみで医療券を発行（野宿のまま医療単給）しているため、他福祉事務所から下京福祉事務所へ回される。
大阪／ 釜ヶ崎	市立更生相談所（釜ヶ崎で住居のない人を対象にした生活保護法の実施機関）が窓口であり、大阪社会医療センター（釜ヶ崎内）に紹介される。入院待ちは三徳寮ケアセンターで応急宿泊の場合も。「要入院」と医師が判断しているにもかかわらず、更生相談所が入院の措置をせず、野宿を続けざるを得ない場合もある。「就労困難」の判断の場合、更生相談所付属一時保護所に入所し、生活保護が適用されたり、応急援護の宿泊になったり、何も対応されなかったりする。他区では福祉事務所に相談するが、現地保護を行わず、市立更生相談所に行くように言うこともある。
神戸	更生援護相談所で相談し、委託医の診察を受ける。就労困難と判断されても特別の対応があるわけではない。更生施設である更生センター入所という可能性もある。
広島	各区福祉事務所に相談し多くは医療保護施設である広島診療所で診察を受ける。「就労不可」で「仮住居」の空きがあれば入所して生活保護の適用を受ける。「就労可能」と診断され「仮住居」の空きがあれば応急援護で宿泊。
久留米	市福祉部保護課で相談し、特定の4大病院で受診する。「就労不可と診断されても対応なし。

（出所）表 2-11 と同じ

尾藤・木下・中川（2000）「生活保護法の挑戦」高峯出版、pp.68-70.

3) 研究会議事録

公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究プロジェクト

第1回研究会 2001.6.6

講師：岩田正美（日本女子大学）

テーマ：貧困と社会政策

1. 貧困認識の変化：彼らの貧困からわれわれの貧困へ
2. 貧困研究の視点の変化：既存の統計には現れにくい貧困のダイナミクスへの着目
貧困に至るまでのプロセス（裏返せば、脱出を可能とするまでのプロセス）への着目。
一般生活に内包されたリスクを契機として、それを留める手立ての脆弱さの存在（不安定就労層、新しい不正規職種等就労形態の問題、居住形態の問題へ）。例：貯蓄や社会保険への加入継続が困難になる。

現代の社会的経済的特徴：就労形態に関する個人の動機や意味づけの多様化（価値観の成熟）と貧困をもたらす構造・からくりの不変性との併存状況。

・不変的な貧困の構造

- ①住み込み等の労働・居住形態が単身男性を含めた生活の不安定化
 - ②単身高齢女性や母子を典型とする（教育機会）貧困層の固定化・世代継承化
- ・人間活動の多様性・価値の多元性

第2回研究会 2001.8.6

講師：小沢修司（京都府立大学福祉社会学部）

テーマ：ベーシック・インカム論と社会保障制度の再編

関連理論：フランスのRMI（参入最低所得, 1988）

フリードマンの負の所得税、ミードの **Social dividend**, アトキンソン **Participation Income**

現代社会の特徴

就労の有無・結婚、子どもの有無、男女を問わず、すべての個人に対してベーシック・ニーズを充足する所得を無条件で支給する。租税ならびに社会保険による現金給付部分をすべてこれに置き換え、財源を勤労所得への比例課税（所得控除は廃止、現金給付に関連する社会保険の拠出金も廃止）に求める。所得に依拠した構想であるために資産調査は行わない。市民としての共通性を根拠とする。共通に拠出し、共通に受給する。

負の所得税との比較：ベーシック・インカムは、すべての個人が比例的な所得税を払い、後に、一定額のベーシック・インカムを受け取る。負の所得税は、はじめに一定額を与え、比例的な所得税を支払う。

問い1. 所得保障に先立って、失業、疾病、低技能など稼得手手段の喪失を事前に食い止めるための政策、例えば、教育・就労機会の実質的機会の保障、リスクに対する備えとしての保険システムなどの **priority** は存在するのか。

問い2. はたして、ベーシック・インカムは社会的排除を解消する適切な仕組みとして機

能しうるのか。保障水準やプログラムの内容をさらに検討する必要がある。例えば、それは「十全な社会生活への参加」などの社会的認知 (mutual respect) の獲得を促進するものであるか。ゴルツの批判にあるように、資本主義社会においては、所得と社会的認知 (mutual respect) を結ぶ要となるから、労働市場への参加保障が優先されるべきであるとしても、他方で、資質の多様性、目的の多様性を考慮するならば、コミュニティ活動等や caregiving などの共同体的労働に社会的認知を与えることを政策的に推進すべきではないか。例えば、自立的活動を社会保障の目標としたとしても、そのためには、どのようなプログラムを立てるべきかが依然として不明である。自立的活動能力と意欲を回復し、促進するためには、何らかの所得保障が必要であるが、それは、結果の保障ではなく、活動・社会的認知の保障でなくてはならない。はたして、ベーシック・インカム制度がそのような制度であるか否かは、ひとびとのインセンティブに関するさらなる研究が必要である。市場的貢献を拡張的に解釈して行く一方で、ひととしての平等な配慮への視点を確保する (道徳的可能性)。前者は、分配的正義に関して、貢献に応じた配分を正当化するのに対して、後者は平等分配を正当化する。

→アメリカの EITC(Earned Income Tax Credit), TANF(Temporary Assistance for Needy Family)と労働インセンティブの関係に関する実証研究等のサーベイが課題。

「公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究」

平成13年度第3回研究会 平成13年9月18日

I 消費社会における貧困基準の変容と公的扶助制度へのインパクト

1. 要旨

* 貧困の基準の上昇

生存水準に関わる費目

社会的慣習的水準に関わる費目 ← UP

* 生存水準と社会的慣習的水準の乖離

社会的慣習的水準の上昇に伴い貧困の基準も上昇

「食べられない水準の貧困ではない」という批判

→説明の論理・公的扶助の守備範囲（役割）の検討が必要

* 「社会政策と社会的不平等の再生産に関する総合的研究」について

↑ deprivation 指標を援用

→社会階層と耐久消費財で「格差」は確認できたが「低位な消費生活＝貧困」の基準は得られなかった

* 「低所得・不安定層」は、かつての貧困層プール理論のように独自の階層を形成するのではなく、それぞれの社会階層の内部に固定化され、潜在化したため、貧困が見えにくくなった 「それぞれの階層が生活に追われる」時代

2. 消費社会

- ・生活が「社会化」された経済 system であり実質的に消費の強制
(労働価値より低い賃金)、生活基盤への支出の強制：社会的固定費部分
→ (二重の) 搾取状態 (江口)

3. 相対的剥奪 (relative deprivation)

① 貧困の具体的把握・測定

基本的分析視角 (アプローチ) → 貧困の測定の方法

(cf 公的扶助 (生活保護) : 生活に困窮 : 最低生活水準 : 最低生活費の算定)

- ・絶対的貧困 ≡ 生物学的アプローチ (生存水準) ≡ Market Basket : Rowntree
- ・相対的貧困 ex 不平等アプローチ
ex 相対所得アプローチ ex 中位所得の50%以下
- ・相対的剥奪 (relative deprivation)

② 相対的剥奪

i 定義

- ・「貧困という言葉は、相対的剥奪 (relative deprivation) という概念の視点からのみ、客観的に定義づけられ、かつ一貫して矛盾することなく、使用され得るものである。・・・

- ここでは貧困は、主観的なものとしてよりは、むしろ客観的なものとして理解される。個人、家族、諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く推奨または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源 (resource) を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態にあるとされるのである。貧困の人々の生活資源は、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、習慣、社会的活動から事実上締め出されているのである。」(Townsend)
- ・人間の生活にとって他社と比べて大切な生活資源を失い、または欠落している相対的な貧困状態「小辞典」
 - ・通常、社会で当然とみなされている生活様式、習慣、社会活動から事実上締め出されている状態 (杉村)

ii 剥奪指標 (deprivation index)

- ・生活資源 (ex 所得) が減少するとともに、全国的 '生活様式' に十分参与する程度が低くなると仮定しうる。さらに、生活資源がある水準以下になると、その参与度は、一層急激に低下していくと仮定できる (Townsend)

剥奪指標

- ・・・・原則としては、これらの指標は、疾病率、栄養不良、貧弱な住宅、死亡率などという、貧困を選別する伝統的な諸指標の能力を、さらに拡充するもの (Townsend)

③相対的剥奪の規範性・絶対性 (cf 恣意的という批判)

- ・客観的に相対的な貧困 (Townsend)

主観的意味での相対的貧困 慣習的に認識される相対的貧困	cf	客観的に相対的な貧困
感覚的貧困 感覚		現実的貧困 状態

- ・感覚的貧困
社会学における relative deprivation は、準拠集団論：希望水準と達成水準との相対的な差 (西尾)
- ・客観的貧困 (≡生活様式)
 - 「相対主義」よりむしろ貧困の生活水準論から発展した、貧困の社会的慣習的水準論とでもいうべき・・・・・・ 社会的慣習的水準論は絶対論に近い
 - deprivationの結果としての欠落なり剥奪の状態は心理的感情の問題である以上に、むしろその外側での客観的状态
 - ← 生活の社会化 (支出の強制) (江口)

cf 剥奪の「状況」・・・・剥奪の「感情」から全く影響を受けないことはありえない・・・・
 ・・・・「状況」の客観的判断は「感情」の客観的な理解を必要とする (Sen)